

「山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正について

## 1 概要

「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 4 号）」が平成 27 年 1 月 16 日に公布され、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）」が一部改正されました。地域密着型サービス事業に係る人員・設備・運営等に関する基準等は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）」及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）」並びに「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）」が公布され、介護保険法が一部改正されたことに伴い、市町村の条例に委任されていることから、本省令の改正に伴い「山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」について、一部改正を行います。

## 2 条例の一部改正の基本的な方針

地域密着型（介護予防）サービス事業者の人員基準及び設備・運営に関する基準については、厚生労働省令（以下「省令」という。）で示されている次ページの 3 区分を踏まえ「従うべき基準」、「標準とすべき基準」、「参酌すべき基準」いずれも本市の状況を勘案する中で支障がないと判断されるため、すべて厚生労働省令の基準どおり定めます。

### ●基準の分類

条例で定める基準については、厚生労働省令で次のとおり区分されています。

- ・従うべき基準……条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
- ・標準……法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。
- ・参酌すべき基準……地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

## 3 「山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する

「る基準を定める条例の一部を改正する条例」に関わる基準

基準	厚生労働省令（国の基準）の概要	条例改正案 （市の基準）
従うべき 基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 従業者の員数</li> <li>・ 認知症対応型通所介護 利用定員等（共用型の一部）、事故発生時の 対応</li> <li>・ 小規模多機能型居宅介護 従業者の員数、管理者、登録定員及び利用定 員</li> <li>・ 認知症対応型共同生活介護 従業者の員数、管理者</li> <li>・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 従業者の員数、管理者</li> <li>・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護 従業者の員数</li> <li>・ 複合型サービス 名称、従業者の員数等、管理者、代表者、 設備及び備品等（一部）、具体的取扱方針 （一部）、主治の医師との関係（一部）</li> </ul>	<p>国の基準どお り。</p>
標準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症対応型共同生活介護 設備</li> <li>・ 複合型サービス 登録定員及び利用定員</li> </ul>	<p>国の基準どお り。</p>
参酌すべ き基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 基本取扱方針、勤務体制の確保等</li> <li>・ 認知症対応型通所介護 基本方針、設備及び備品等、利用定員等（共 用型の一部）、記録の整備</li> <li>・ 小規模多機能型居宅介護 基本取扱方針、居住機能を担う併設施設等へ の入居</li> <li>・ 認知症対応型共同生活介護 管理者による管理</li> </ul>	<p>国の基準どお り。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型特定施設入居者生活介護 内容及び手続の説明及び契約の締結等、 法定代理受領サービスを受けるための利用 者の同意、記録の整備</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護設備、計画担当介護支援専門員の責務、 記録の整備</li> <li>・ユニット型指定地域密着型介護老人福祉 施設 設備</li> <li>・複合型サービス 名称、基本方針、設備及び備品等（一部）、 基本取扱方針、具体的取扱方針（一部）、 主治の医師との関係（一部）、報告書の作 成、緊急時等の対応、記録の整備</li> </ul>	
--	---	--

4 「山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の主な改正内容

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ・従業者の員数（介護従業者（オペレーター）の兼任の範囲の拡大（第6条第5項関係：従うべき基準））

新	旧
夜間から早朝まで（午後6時から午前8時まで）の間にオペレーターとして充てることのできる施設・事業所の範囲について、「併設する施設・事業所」に「同一敷地内又は隣接する施設・事業所」を追加。	夜間から早朝まで（午後6時から午前8時まで）の間にオペレーターとして充てることのできる施設・事業所の範囲は、「併設する施設・事業所」

- ・基本取扱方針（質の評価の改正（第23条第2項：参酌すべき基準））

新	旧
介護・医療連携推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的であることを踏	事業所の質を定期的に外部の者による評価を受け公表する仕組み。

<p>まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市や地域包括支援センター、地域住民等の公正・中立な立場にある第三者が出席する介護・医療連携推進会議に報告した上で公表する仕組みに改正。</p>	
--	--

(2) 認知症対応型通所介護

- ・基本方針（基本方針の拡大（第60条：参酌すべき基準））

新	旧
<p><u>生活機能の維持又は向上を目指す</u>事業目的が追加。</p>	

- ・設備及び備品（介護保険外の宿泊サービスを行う場合の届出（第63条：参酌すべき基準））

新	旧
<p>認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス（宿泊サービス）を実施している事業所については、届出を求めることを追加。</p>	<p>規定無し</p>

- ・利用定員等（共用型認知症対応型通所介護における認知症対応型共同生活介護の基準の拡大（第65条：従うべき基準））

新	旧
<p>共用型認知症対応型通所介護の利用定員について、認知症対応型共同生活介護事業所が認知症ケアの拠点として様々な機能を発揮することを促進する観点から、「1ユニット3人以下」に改正。</p>	<p>共用型認知症対応型通所介護の定員が認知症対応型共同生活介護事業所ごとに3人以下。</p>

- ・事故発生時の対応（第78条の2：従うべき基準）

新	旧
認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス（宿泊サービス）を実施している事業所に、事故報告の仕組みを設置。	規定無し

(3) 小規模多機能型居宅介護

- ・従業者の員数（介護従業者（看護師又は准看護師）の兼任の拡大（第82条第7項：従うべき基準））

新	旧
看護職員が兼務可能な施設・事業所について、その範囲に現行の「併設する施設・事業所」に加え、「同一敷地内又は隣接する施設・事業所」を追加するとともに、兼務可能な施設・事業所の種別について、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を追加。	介護従業者は、認知症対応型共同生活介護等と併設している場合は、兼任が可能。

- ・登録定員及び利用定員（登録定員の増員（第85条：従うべき基準））

新	旧
登録定員 29人	登録定員 25人

- ・登録定員及び利用定員（利用定員の増員（第85条第2項第1号：従うべき基準））

新	旧								
<p>通いサービスの利用定員は、登録定員の1/2から15人まで（登録定員が25人をこえる場合は、下記のとおり。</p> <p>登録定員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table>	登録定員	利用定員	26又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	通いサービスの利用定員は、登録定員の1/2から15人まで
登録定員	利用定員								
26又は27人	16人								
28人	17人								
29人	18人								

- ・基本取扱方針（質の評価の改正（第91条：参酌すべき基準））

新	旧
運営推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的を有することを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市や地域包括支援センター、地域住民等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みと改正。	事業所の質を定期的に外部の者による評価を受け公表する仕組み。

(4) 認知症対応型共同生活介護

- ・設備（共同生活住居の拡大（第113条：標準））

新	旧
認知症対応型共同生活介護事業者が効率的にサービスを提供できるよう、新たな用地確保が困難である等の事情がある場合には3ユニットまで差し支えないことを追加	共同生活住居は1又は2

(5) 地域密着特定施設入居者生活介護

- ・法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意（手続きの軽減（第135条：参酌すべき基準））

新	旧
法定代理受領サービスを受けるためには、利用者同意が不要。（介護保険施行規則改正により第64条第1項第3号削除）	法定代理受領サービスを受けるためには、利用者同意が必要。（介護保険施行規則第64条第1項第3号）

(6) 地域密着型老人福祉施設入所者生活介護

- ・従業者の員数（介護支援専門員の人員配置基準の設置（第151条第8項第1号：従うべき基準））

新	旧
サテライト型地域密着型介護老人	サテライト型地域密着型介護老人

福祉施設の本体施設として認められる対象について、現行の「指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所」に加え、「指定地域密着型介護老人福祉施設」を追加。	福祉施設の本体施設として認められる対象について、「指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所」
--	--

- ・従業者の員数（介護支援専門員の人員配置基準の設置（第151条第17項：従うべき基準）

新	旧
サテライトにおいて介護支援専門員によるサービス提供が本体施設の入所者及びサテライトの入所者に適切なサービスが行われることが認められるときは、これを置かない事ができる。ただし、本体施設とサテライトの入所者の合計数が100人に対して介護支援専門員を1人とし、その端数を増すごとに1を標準とすることを追加。	規定無し

(7) 複合型サービス

- ・名称（サービス名の変更（各条：従うべき基準）

新	旧
看護小規模多機能型居宅介護 ※サービスの普及に向けた取組の一環として、医療ニーズのある中重度の要介護者が地域での療養生活を継続できるよう、「通い」、「泊まり」、「訪問看護」、「訪問介護」を組み合わせることで、利用者や家族への支援の充実を図るというサービス内容が具体的にイメージできる名称として、「看護小規模多機能型居宅介護」に改称。	複合型サービス

- ・登録定員及び利用定員（登録定員の増員（第194条：従うべき基準））

新	旧
登録定員 29人	登録定員 25人

- ・登録定員及び利用定員（利用定員の増員（第194条第2項第1号：従うべき基準））

新	旧								
<p>通いサービスの利用定員は、登録定員の1/2から15人まで(登録定員が25人をこえる場合は、下記のとおり。 登録定員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table>	登録定員	利用定員	26又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	<p>通いサービスの利用定員は、登録定員の1/2から15人まで</p>
登録定員	利用定員								
26又は27人	16人								
28人	17人								
29人	18人								

- ・基本取扱方針（質の評価の改正（第196条：参酌すべき基準））

新	旧
<p>運営推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的を有することを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市や地域包括支援センター、地域住民等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みと改正。</p>	<p>事業所の質を定期的に外部の者による評価を受け公表する仕組み。</p>